

1 茂原市中小企業融資制度

市内中小企業の振興と経営の安定化を図るため、金融機関の協力により、千葉県信用保証協会の信用保証に基づいて事業資金を融資するものです。融資利率につきましては、裏面、2019年度融資利率をご覧ください。

資金名	資金の目的	融資限度額	融資期間	融資対象者	保証人及び担保	返済
運 転 資 金	原材料、商品の購入等に要する資金	2,000万円	5年以内	【共通要件】 ① 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいる者(独立開業資金・創業支援資金については、市内に1年以上居住している者) ② 市町村税を滞納していない者 ③ 市内の事業所又は営業所等に要する事業資金であること ④ 千葉県信用保証協会の信用保証の対象となる業種であること <主な対象外業種> 遊興娯楽業、風俗営業飲食業、金融業、土地売買業、労働者供給事業、農林漁業 [以下の資金については、①～④の共通要件に、次の要件が加わります]	信用保証協会の取り扱いに準じる	<償還方法> 元金均等月賦返済 ※ただし、運転資金については6ヵ月以内に限り、一括返済もできます。
設 備 資 金	店舗等の新築、増・改築及び各種機械設備の購入に要する資金	3,500万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			<据置期間> ○運転資金 6ヵ月 ○設備資金 12ヵ月
福 利 厚 生 資 金	従業員の福利厚生に要する設備資金	2,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			
小口零細企業 事業資金 (責任共有制度対象外)	小規模企業者が事業に要する資金	1,250万円 (設備資金については 所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金10年以内			【付加要件】 ⑤ 従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者であること ⑥ 本件融資を含めた茂原市中小企業融資残高が1,250万円以下であること
事 業 転 換 資 金	経済環境の変化に対応して、事業の転換を行うために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,500万円 (所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金10年以内			【付加要件】 ⑤ 従来の事業が不況業種として6ヵ月以上指定され、今後も継続して指定されると思われるもの ⑥ 転換する事業が不況業種として指定されていないこと
工 場 移 転 資 金	居住環境の保全のため、工場の全てを移転するための資金	設備資金 5,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			【付加要件】 ⑤ 市内の住工混在地域から、市内の工場誘導地区へ工場の全部を移転しようとする者
独 立 開 業 資 金	新たに独立して事業を開始するために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円 (所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金7年以内			【付加要件】 ⑤ 同一企業に3年以上勤務している者で、独立して同一事業を開始しようとする者、又は法律に基づく資格により事業を開始しようとする者 <資格の例> 理容師、美容師、公認会計士、医師等
創 業 支 援 資 金 (責任共有制度対象外)	創業者が新たに事業を開始するために要する資金又は創業後5年未満の中小企業者が事業に要する資金	1,000万円 (設備資金については 所要資金の80%以内) (創業者については 自己資金を限度とする)	運転資金5年以内 設備資金7年以内			【付加要件】 <創業者> ⑤ 事業を営んでいない個人であること ⑥ 借入金と同額以上の自己資金を有すること ⑦ 1ヵ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者、又は2ヵ月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 <創業後5年未満の中小企業者> ⑤ 事業を開始した日以前に事業を営んでいないこと

◎ 融資の対象とならない資金用途

- ◆ 市内に本店等があっても、市外に所在する事業所に要する資金は融資対象外となります。
- ◆ 土地の取得費(工場移転資金を除く)、投資資金(法人設立又は増資のための出資を含む)、借換資金、転貸資金(系列や取引先の債務を肩代わりするための資金)、市外資金、生活資金 等

◎ 設備資金の車両購入について

- ◆ 対象となる車両：①工事用車両、②商用車<ナンバーが「1」(普通貨物)、「2」(11人以上普通乗用車)、「4」(小型貨物)に限る>、③タクシー等<緑ナンバー>、④客観的に見て事業用だとわかるもの
- ◆ 対象とならない車両：①用途に定めのない車両(車種を問わず)、②自家用と共用する車両、③高級車・外車等

◎ 申込書類について

信用保証協会が必要とする書類(「信用保証委託申込書 必要書類チェックリスト」参照)の他に、茂原市中小企業融資制度に申し込むための書類が必要となります。詳しくは「茂原市中小企業融資制度提出書類一覧」をご確認ください。

なお、信用保証協会提出書類についてはコピーを取り、全て各2部ずつ提出してください。

※必要に応じ他の書類も提出していただくことがあります。

※信用保証協会の他の制度を利用したことがあっても、本制度の利用が初めての場合、信用保証協会に提出済の書類(写し)が必要です。

◎ 取扱金融機関：千葉銀行、京葉銀行、りそな銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、房総信用組合
以上の茂原市内の本支店